

ウラン濃縮工場における不適合  
(令和7年1月分)

| No. | 発見日     | 件 名 (概要)                       | 建 屋     | 処置状況※1<br>(R8.6.30現在) |
|-----|---------|--------------------------------|---------|-----------------------|
| 1   | R7.1.6  | 2号UF6処理設備 インターロック試験（自主検査）一時中断  | -       | 処置済み                  |
| 2   | R7.1.20 | 除染室（管理区域内）における基準を一時的に超過した汚染の確認 | ウラン濃縮建屋 | 処置済み                  |
| 3   | R7.1.20 | 搬送台車 シリンダ移送部品の破損               | ウラン濃縮建屋 | 処置済み                  |

- ・「不適合」とは、要求事項を満たしていない状態をいいます。  
但し、計画的な保守事項、日常消耗品（記録紙・インク等）の交換、火災報知器の誤警報等は除きます。

※1「処置中」には、当該不適合の処置は終わっていても、水平展開の必要性の検討や再発防止対策等を含めた是正処置が  
終わっていないものも含まれます。